



司法への関心高めて

検察庁とは… 裁判員制度とは…

刑事司法の目的は、適切な刑罰権の発動により、生命、身体、財産など、国民の重要な利益や社会秩序を保護することです。その中でも、刑事裁判は、被告人の権利を保障しつつ、厳格な手続の下で適正な審理を行い、適法な証拠に基づいて被告人の有罪・無罪を判断し、刑を決めるという中核的な役割を担っています。刑事裁判等について、10問のクイズを解いて、司法への関心を高めよう。

問1 犯罪を犯した人が裁判を受け「懲役〇〇年の判決が出た」というニュースが良く流れている。犯罪を捜査し、裁判所に起訴することを決める職業は？

- A 裁判官
- B 檢察官
- C 弁護士



問2 財務局や法務局など国の仕事を行っているところはたくさんある。検察官が仕事をしているところはどこ？

- A 警察署
- B 裁判所
- C 檢察庁



問3 権力の濫用を防止し、国民の政治的自由を保障するため、国家権力を立法・司法・行政の三権に分ける。検察庁は、三権のうちのどれか？

- A 立法
- B 司法
- C 行政



問4 檢察庁は、権限等により4種類に分かれています。上級法院から最高検察庁、高等検察庁、〇〇検察庁、区検察庁の4種類です。各都道府県所在地と北海道の函館・旭川・釧路を加えた50カ所にある〇〇検察庁は？

- A 中央検察庁
- B 簡易検察庁
- C 地方検察庁



検察官のバッジ
「秋霜烈日」

④いろいろな理由により裁判員になれない方もいます。

問5 国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されています。平成21年5月から始まつた新しい刑事裁判は？

- A 裁判員裁判
- B 民事裁判
- C 弹劾裁判



問8 裁判員は、法律の知識がなくとも大丈夫か？

- A 大丈夫
- B 大丈夫じゃない



問9 裁判員の職務は、大きく分けて、法廷での審理に立ち会うこと、評議で意見を述べること、判決の宣告に立ち会うことです。裁判員が裁判に参加して出す結論は？答えは二つ。

- A 有罪かどうか
- B どのような刑にするのか
- C 意見を述べるだけ

問10 評議を尽くしても裁判員の意見が一致しなかったときはどうするのか？

- A 裁判官の意見に従う
- B 多数決で結論を出す
- C 一致するまで話し合う

違いはどこ？

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します



私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。



左と右との絵に7つの違いがあるよ。探してみてね♪

答えは最終ページ

検察官の仕事

検察官は、犯罪を犯した者に刑罰を科すための刑事事件・裁判等で登場します。

これから、検察官の仕事について説明していきますが、左の「**刑事事件の流れ**」という図を見ながら読んでください。

検察官には、検事(司法試験に合格した人)と副検事(検察事務官などの中から試験に合格した人がいます)があります。犯罪が起きたら、警察などの捜査機関が被疑者を捕まえ、検察庁に送ります。

検察官は、事件関係者から話を聞いたり、様々な方法で証拠収集することをいい、被疑者が本当に犯人なのか、被疑者が起こした事件がどのような罪に当たるのかなどを見極めて、最終的に被疑者を裁判にかけるのか(不起訴)、裁判にかけないのか(不起訴)を判断します。

犯罪が起きたら、警察などの捜査機関が被疑者を探し、証拠を集め、捕まえます。

そして、検察庁に送致(テレビ等では「送検」と言われる)とが多いです。※1参照)します。

検察官は、警察などの捜査機関と協力して、事件の事件関係者から話を聞いたり、様々な方法で証拠収集することをいい、被疑者が本当に犯人なのか、被疑者が起こした事件がどのような罪に当たるのかなどを見極めて、最終的に被疑者を裁判にかけるのか(不起訴)、裁判にかけないのか(不起訴)を判断します。

裁判で、有罪の判決が出た場合は、検察官の指揮で、刑罰の執行(被告人を刑務所に入れたり、罰金払わせること)を行います。

裁判で、有罪の判決が出た場合は、検察官の指揮で、刑罰の執行(被告人を刑務所に入れたり、罰金払わせること)を行います。

裁判が始まるとき、検察官は、裁判官・弁護人・被告人と一緒に法廷に出席し、裁判所に証拠(被害届、凶器や現場の写真など)を提出します。

裁判官は、検察官が自ら第3者の捜査機関から送られた捜査記録などを確認する場合、政治家の汚職事件などについても、検察官が公正に裁判を行うことを目指しています。

裁判官は、検察官が自ら第3者の捜査機関から送られた捜査記録などを確認する場合、政治家の汚職事件などについても、検察官が公正に裁判を行うことを目指しています。

すると、検察官は、警察などの捜査機関と協力して、事件の捜査を行います。

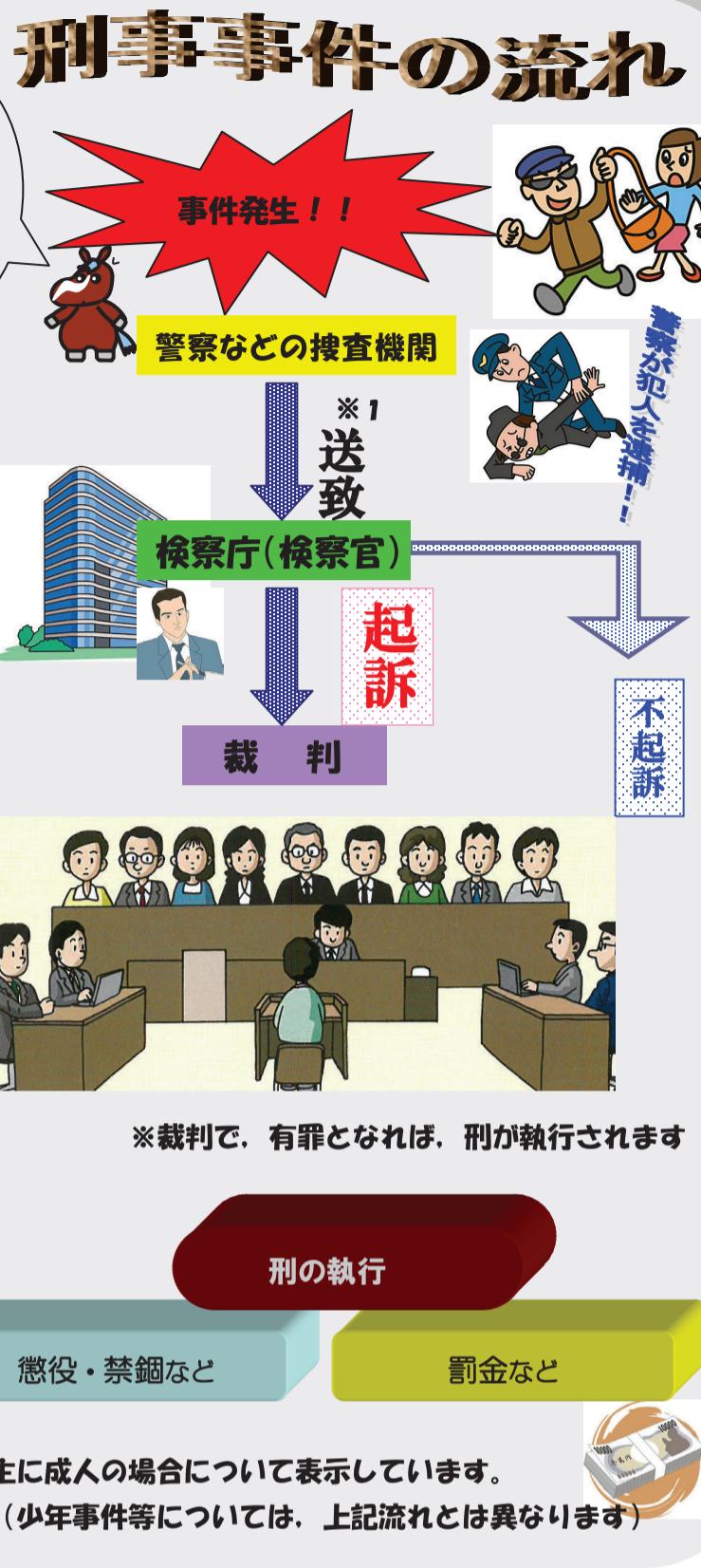
検察官は、起訴・不起訴について意見を述べます(「求刑」といいます)。

裁判で、有罪の判決が出た場合は、検察官の指揮で、刑罰の執行(被告人を刑務所に入れたり、罰金払わせること)を行います。

裁判が始まるとき、検察官は、裁判官・弁護人・被告人と一緒に法廷に出席し、裁判所に証拠(被害届、凶器や現場の写真など)を提出します。

裁判官は、検察官が自ら第3者の捜査機関から送られた捜査記録などを確認する場合、政治家の汚職事件などについても、検察官が公正に裁判を行うことを目指しています。

裁判官は、検察官が自ら第3者の捜査機関から送られた捜査記録などを確認する場合、政治家の汚職事件などについても、検察官が公正に裁判を行うことを目指しています。



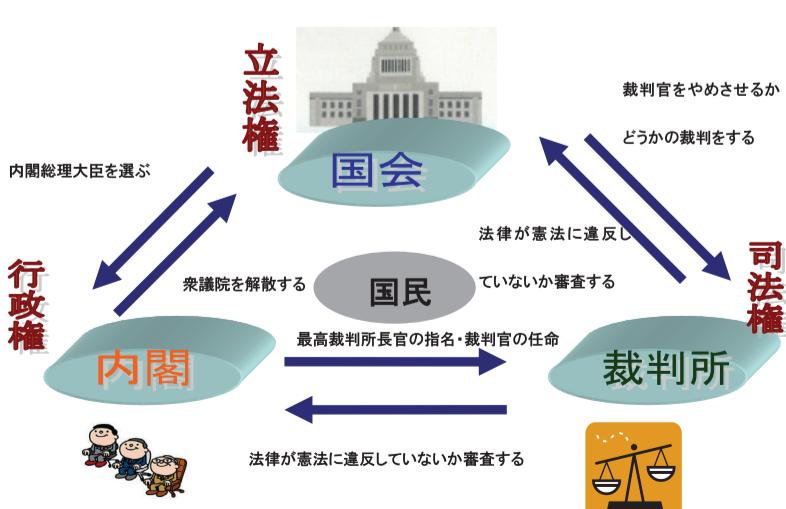
三権分立とは？



三権分立とは、国会が立法権を、内閣が行政権を、裁判所が司法権を分担し、それぞれ抑制、均衡する制度で、権力が一つに集まりすぎると防ぎお互いに独立して仕事を行う仕組みをいいます。

これは、フランスの思想家モンtesキーの「法の精神」(1748年)の考え方方に基づくものです。

ちなみに、一人が支配することを君主制、少数者が支配することを貴族制といい、三権分立の使い方の違いによって議員内閣制(日本ではこの制度)と大統領制(アメリカなど)に分かれます。



警察と検察との違い



警察は犯人逮捕などの証拠物、捜査結果などの報告書、供述調書などを提出するなどして、被告人が犯罪を犯したことや証明しなければなりません。その後、全ての審理が終わり、被告人をどのくらいの刑罰にすべきか、科すべき刑の種類、重さについて意見を述べます(「求刑」といいます)。

裁判で、有罪の判決が出た場合は、検察官の指揮で、刑罰の執行(被告人を刑務所に入れたり、罰金払わせること)を行います。

裁判が始まるとき、検察官は、裁判官・弁護人・被告人と一緒に法廷に出席し、裁判所に証拠(被害届、凶器や現場の写真など)を提出します。

～クイズに挑戦！！～

- Q1 法律に基づいて公正に裁判する権限を何という？ 権
- Q2 裁判が公正に行われるため、裁判所が他の権力から圧力や干渉を受けないことを何という？ 権の□□
- Q3 罪を犯した疑いのある人について、有罪か無罪かを決める裁判を何という？ 裁判
- Q4 裁判で判決の内容に不服があるとき、1回目を含めて原則何回まで裁判を受けることができる？ 回
- 答えは最終ページ

裁判員裁判とは

犯罪を犯した者に刑罰を科すには、刑事裁判で有罪とされ、刑が定められなければなりません。平成21年5月21日から始まった裁判員制度とは、特定の重大な犯罪について、国民のみなさんが裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決める「国民の司法参加」を実現する制度です。詳しくは次のとおりです。

裁判員制度とは
裁判員制度は、個別の事件ごとに国民の中から選ばれた6人の裁判員の方に刑事手続きのうち、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。



※熊本地方裁判所で実際に「裁判員裁判」が行われている法廷です。

裁判員になる資格

裁判員は、20歳以上の有権者衆議院議員の選挙人名簿に登録された人の中から、くじにより選ばれます。裁判

員は、各地方裁判所の区域に住んでいる有権者のなかに選ばれますので、熊本県内に住んでいる場合、（転居した場合などを除く。）

熊本地方裁判所で行われる裁判員裁判以外の裁判員に選ばれることがあります。

裁判員裁判の対象事件

裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心の高い一定の重大な犯罪です。例えば、殺人罪や強盗が人を死なせたりけがをさせる強盗致死傷罪、人の住居等に放火する現住建物等放火罪、無謀な運転により事故を起こして人を死なせる危険運転致死罪などが裁判員裁判の対象事件となります。

裁判員制度
裁判員制度は、個別の事件ごとに国民の中から選ばれた6人の裁判員の方に刑事手続きのうち、地方裁判所で行われる刑事裁判に参加してもらい、3人の裁判官と一緒に、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

～裁判員が参加する仕事～

公判に出席する

法廷で証人の話を聞いたり、証拠を調べたりします。

評議・評決

裁判員と裁判官で話し合い、有罪・無罪や刑の内容を決めます。

判決

裁判長が判決を言い渡します。

裁判員に選ばれる
人数、確率

裁判員は、原則として、事件ごとに6人選任されます。また、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に備え、補充裁判員を選任します。

裁判員制度は、原則として、事件ごとに6人選任されます。また、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に備え、補充裁判員を選任します。

裁判員裁判の対象事件

裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心の高い一定の重大な犯罪です。例えば、殺人罪や強盗が人を死なせたりけがをさせる強盗致死傷罪、人の住居等に放火する現住建物等放火罪、無謀な運転により事故を起こして人を死なせる危険運転致死罪などが裁判員裁判の対象事件となりますが、その計算になります。

平成24年に全国の地方裁判所で受理した裁判員裁判の対象となる罪名の事件は約1,450件ですが、补充裁判員を1件につき2人選任すると仮定して計算すると、1年間で約9,000人に1人が裁判員又は补充裁判員に選任される計算になります。

ちなみに熊本県では、約16,900人に1人が裁判員又は补充裁判員に選任される計算になります。

裁判員の仕事

裁判員の仕事は、大きく分けて、次の3つがあります。

一つ目は、裁判官と一緒に法廷での審理（これを「公判」といいます。）に立ち会うことです。公判では、証拠として提出された凶器などの物や書類を取り調べるほか、証人や被告人等に対する質問が行われます。

二つ目は、被告人が有罪か無罪かについて話し合う評議で意見を述べることです。評議においては、裁判官と対等の立場で議論をし、お互いに自分の意見を述べるとともに、お互いの意見を聞いて議論を尽くします。議論を尽くしても全員の意見が一致しなかつたときは、多数決で結論を出します。

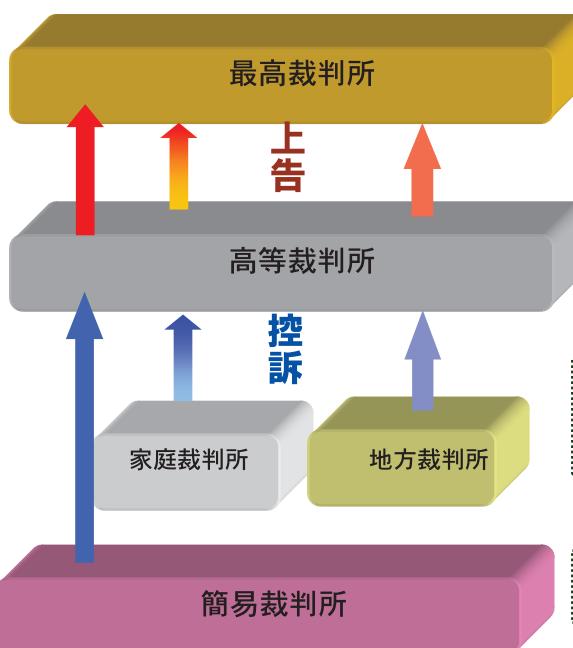
三つ目は、判決の宣告に立ち会うことです。

三審制とは？

三審制とは、裁判を慎重に行い、人権を守るために、同一の事件について異なる裁判所の審理・判断を受ける機会を原則として3度与えるという制度です。

つまり、刑事裁判において、第一審の裁判所の判決に不満があれば、検察官も被告人・弁護人も、上級の裁判所に控訴し、さらに上告することができます。

～刑事裁判の場合～



裁判員Q&A

Q. 法律のことを知らない大丈夫？

A. 裁判員裁判では検察官も弁護人も裁判員のみなさんに分かりやすい裁判が行われるよう努力しています。

裁判員は、法廷で聞いた証人の証言等の証拠に基づいて、評議・評決を行います。法律の知識が必要な場合は、裁判官から分かりやすく説明されますので、心配いりません。

A. 事件の内容によって異なりますが、これまで行われた裁判の多くは判決宣告までに3~4日間を要し、1日平均して5~6時間審理が行われています。

Q. 裁判員の守秘義務って？

A. 裁判員は、「評議の秘密」を守らなければなりません。

評議の秘密とは、非公開の評議で、裁判官や他の裁判員がどのような意見を言ったかを漏らしてはいけないということです。自由な意見交換ができるようにするために決められています。また、裁判員の仕事をする上で知った事件関係者などの個人情報、プライバシーなどの秘密も当然守らなければなりません。

ヒーローくじか行く



クロスワードパズル

クロスワードパズルの設問

〈タテのカギ〉

- ① 夜明けから数時間の間。健康のため、夏休みの〇〇からラジオ体操をする。
- ② お金の出入りを計算すること。会社の経理は、〇〇〇課で行う。食事代金のこと「お〇〇〇〇」
- ③ 檢察官(検事等)が仕事をする場所のこと。検察官が事務を取り扱う官庁。
- ④ 昔の中国の詩。
- ⑤ 自動二輪車のこと。車と〇〇〇の事故。〇〇〇に乗るために免許が必要。
- ⑥ 〇〇するの！今でしょ！
- ⑦ 飲酒して酔った状態での運転。酒〇〇運転。
- ⑧ 他人のお金等を騙し取ること。〇〇罪。刑法第246条、法定刑は10年以下の懲役。
- ⑨ 損害、危害を受けた人。犯罪の〇〇〇者。
- ⑩ お金の使い方。〇〇不明金。
- ⑪ 繊維を細く長く引きのばしてより合わせたもの。くも〇〇。

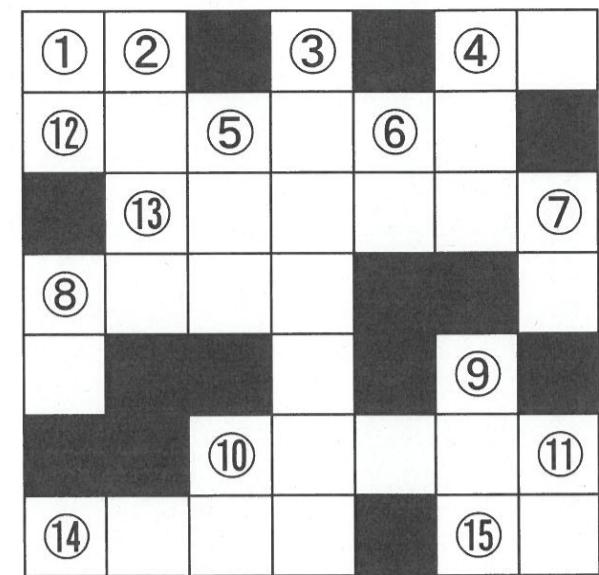
クロスワードの答えは、右→のQRコード

または、

下記↓↓のHPを見てね♪♪



<http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>



〈ヨコのカギ〉

- ① 止まれの意。〇〇信号。
- ④ 貨幣。金銭。〇〇は天下の回りもの。
- ⑫ 国民の皆さんに裁判に参加する制度。〇〇〇〇〇〇制度。
- ⑯ 犯罪の捜査等を行う役所。熊本北〇〇〇〇〇〇。
- ⑧ 鉱物を掘り出すこと。〇〇〇〇現場。
- ⑩ けんか等をして他人に傷を負わせること。〇〇〇〇〇罪。刑法第204条、法定刑は15年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- ⑭ 他人のお金や物を盗むこと。万引き。〇〇〇〇罪法定刑は10年以下の懲役又は50万円以下の罰金。
- ⑮ 物事をしようとすること。計画。もくろみ。

こんなこともしています！

検察庁・裁判所見学会

5月29日、検察庁と裁判所の合同見学会を開催しました。当日は、45名の方に参加していただきました。見学会では、DVD上映の後、見学者の方が検察官役となり、模擬取調べ（強盗致傷等事件）を行っていただきました。見学会会場には、実際に使用している手錠や警棒、逮捕状等の見本を展示して、触れていただきました。



インターンシップ(職業体験)

当庁では、インターンシップ（職業体験）の受け入れも行っており、8月6日、熊本北高校1年の生徒さんが体験にきてくれました。当時は、検察庁や裁判所を見学したり、現役の検事による業務説明や本物の手錠を使用しての模擬収容（身柄拘束）を体験してもらいました。また、当庁職員とのざっくばらんな会話をすることで、当庁の職場を理解してもらいました。

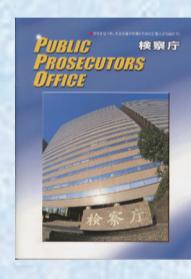


～検察庁のこと もっと知りたい方へ～

熊本地方検察庁では、**出前教室・移動教室**を行っています！

検察庁の仕事、裁判員制度、検察官のことなどについて、もっと知りたいという方がおられましたら、お気軽に問い合わせください。

また、検察官の仕事や裁判員制度等について分かりやすく紹介したDVDの貸出しやパンフレットの配布も行っています。



●お問い合わせ先●

TEL 860-0078

熊本市中央区京町1丁目12番11号熊本地方検察庁企画調査課（広報担当）

TEL 096-323-9035 FAX 096-323-9097

メールアドレス 39-kikakutousaka@ppo.moj.go.jp

HP <http://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/kumamoto/kumamoto.shtml>

熊本地方検察庁

検索



QRコード

1ページ目 問1, B 問2, C 問3, C 問4, C 問5, A 問6, C 問7, B 問8, A 問9, A, B 問10, B

違いはどこ？①右端の男の子の靴、②前列、右から4番目サラリーマンのめがね③前列、真ん中のおばあちゃんの髪型（おだん

ご）④前列、真ん中の男性の上着のポケット、⑤隣の女性の買い物袋のネギ、⑥左端、犬の顔、⑦「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。」の「。」

2ページ目 Q 1, 司法 Q 2, 司法権の独立 Q 3, 刑事 Q 4, 3